

経 済 産 業 省

平成 24・02・22 貿局第 1 号
輸出注意事項 2 4 第 6 号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」(平成 1 8 年 3 月 1 5 日付け平成 1 8・0 3・0 8 貿局第 1 号・輸出注意事項 1 8 第 3 号) の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 3 月 5 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」(平成 1 8 年 3 月 1 5 日付け平成 1 8・0 3・0 8 貿局第 1 号・輸出注意事項 1 8 第 3 号) の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 2 4 年 3 月 5 日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）

改正後				現行			
1～6（略） 別紙第1 1～4（略） 5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。）				1～6（略） 別紙第1 1～4（略） 5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。）			
化学物質の名称	CAS番号（例示）	分類	POP s 条約対象	化学物質の名称	CAS番号（例示）	分類	POP s 条約対象
(1)～(22)（略） (23) デカクロロペンタシクロ [5.3.0. ^{2,6} 0. ^{3,9} 0. ^{4,8} 0] デカン -5-オン（別名クロルデコン） (24)～(28)（略）	(略) 143-50 - <u>0</u> (略)	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)	(1)～(22)（略） (23) デカクロロペンタシクロ [5.3.0. ^{2,6} 0. ^{3,9} 0. ^{4,8} 0] デカン -5-オン（別名クロルデコン） (24)～(28)（略）	(略) 143-50 - <u>5</u> (略)	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)
別紙第2 輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する <u>対象</u> 化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント） <u>未満</u> である場合。 ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。 (1) 輸出しようとする貨物に <u>別紙第1の5に掲げる化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質）の含有が測定</u>				別紙第2 輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する <u>当該</u> 化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント） <u>以下</u> である場合。 ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。 (1) 輸出しようとする貨物に <u>対象化学物質の含有が確認された場合（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成23年3月31日 薬食発03</u>			

された場合又は確認された場合。(ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成23年3月31日 薬食発0331 第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号)3-3に該当する場合は除く。)

(2) 輸出しようとする貨物にトリブチルスズ化合物が0.05パーセントを超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合。

(3) 輸出しようとする貨物に別紙第1に掲げる化学物質が0.1パーセント以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合。((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)

(4) 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合。

別紙第3 (略)

31 第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号)3-3に該当する場合又はトリブチルスズ化合物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定する第一種特定化学物質を除く。)であつて貨物の質量に対する当該化学物質の質量の割合が0.05パーセント以下の場合を除く。)

(2) 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合

別紙第3 (略)